茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成 19 年 1 月 24 日

条例第9号

改正 平成20年2月15日 条例第5号

改正 平成20年8月6日 条例第7号

改正 平成22年2月17日 条例第2号

改正 平成23年2月17日 条例第1号

改正 平成25年2月15日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により準用する同法第203条の2第4項の規定に基づく報酬及び費用弁償並びに同法第204条第3項の規定に基づく旅費の額並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

- 第2条 次に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。
 - (1) 広域連合長
 - (2) 副広域連合長
 - (3) 選挙管理委員会の委員
 - (4) 監査委員
 - (5) 公平委員会の委員
 - (6) 審査会、審議会、調査会等法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員(以下「附属機関の委員等」という。)
 - (7) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)

(報酬の額等)

第3条 特別職の職員等に支給する報酬の額等は、別表に定めるところによる。

(報酬の月割計算)

- 第4条 特別職の職員等が新たにその職についたときの年額報酬は、その職についた日の属する月から月割をもって算出した額とし、その職を離れたときの年額報酬は、その職を離れた 日の属する月まで月割をもって算出した額とする。
- 2 前項の規定により算出した額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り上げた額とする。

(報酬の支給)

第5条 特別職の職員等に支給する年額報酬は、毎年度末月に支給し、月額報酬及び日額報酬は、適宜支給する。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、年額報酬の支給月を変更することができる。

(費用弁償等の支給及びその種類)

- 第6条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船 賃、航空賃、車賃、日当宿泊料とする。
- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

(外国旅行の旅費等)

- 第7条 特別職の職員等が職務のため外国旅行をするときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の例によるものとする。
- 2 前項の規定により支給する費用弁償又は旅費の額は、一般職の職員の外国旅行の旅費との 権衡を考慮して旅行命令権者が広域連合長の承認を得て定める額とする。

(費用弁償等の支給方法)

第8条 費用弁償等の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 69 号)の施行の日から 施行する。 (茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正)

3 茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の見出し及び同条中「実費弁償等」を「費用弁償等」に改める。

別表中

Γ

	議長	日額	7,000円
議会の議員	副議長	日額	6,000円
	議員	日額	5,000円

を削る。

附 則(平成22年条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

ı

別表(第3条、第6条関係)

			費用弁償			
	区 分	報酬額	日当(1日に	宿泊料(1泊につき)		鉄道賃、船 賃、航空賃及 び車賃
			つき)	県外	県内	
広域連合長		年額 60,000円	県外 2,600円	10,900円	9,800円	茨城県後期高 齢者医療広域
副広域連合長		年額 48,000円				連合職員等の 旅費に関する
選挙管理委員会の 委員		日額 4,000円				条例(平成19年茨城県後期
監査委員	議会の議員 のうちから 選任された 委員	日額 2,500円				高齢者医療広域連合条例第 10号)の規定 の例により算 出して得た額
	識見を有す る者から選 任された委 員	日額 4,000円				
公平氢	委員会の委員	日額 4,000円				
附属機関の委員等		日額 4,000円				
非常勤職員		予算の範囲内 において広域 連合長が別に 定める額				